

城西国際大学大学院学則

(平成23年度(国)学則第3号)

第1章 総 則

(目的、自己点検・評価及びファカルティ・ディベロップメント)

第1条 城西国際大学大学院(以下「本大学院」という。)は、建学の精神「学問による人間形成」及び教育理念「国際社会で生きる人間としての人格形成」に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を深めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本大学院では、教育研究水準の向上を図り、前項の目的の達成に向けて自ら点検・評価を行い、改善に向けた取り組みを展開し、結果を公表するものとする。

2 前項の点検・評価及び公表を実施するために必要な事項は、別に定める。

第1条の3 本大学院では、教育の資質向上及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動を実施するために必要な事項は、別に定める。

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力及び専攻分野における研究能力を養うものとする。

3 博士後期課程及び博士課程(4年制)は、専攻分野において研究者として自立し、研究活動を行うに必要な高度の研究能力を養うとともに、社会の多様な方面で活躍し得る高度の能力と豊かな学識を養うものとする。

第3条 本大学院の修士課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年、博士課程(4年制)の修業年限は4年とする。

2 本大学院における最長在学年は、修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、博士課程(4年制)にあつては8年とする。

(研究科・専攻及び教育研究上の目的)

第4条 本大学院は、次の表に掲げる研究科、専攻を置く。

研究科名	専攻名	課程の別
人文科学研究科	国際文化専攻	修士課程
	女性学専攻	
	グローバルコミュニケーション専攻	
	比較文化専攻	博士後期課程
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	修士課程
	起業マネジメント専攻	博士後期課程
福祉総合学研究科	福祉社会専攻	修士課程
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	修士課程
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程
国際アドミニストレーション研究科	国際アドミニストレーション専攻	修士課程

2 前項の研究科の教育研究上の目的は次の通りとする。

- (1) 人文科学研究科は、国際的かつ学際的視野と異文化理解力、コミュニケーション能力を有し、国際社会で活躍できる高度な専門的職業人や、研究者・教育者を育成する。

比較文化専攻(博士後期課程)は、地域的・民族的文化に係る体系的で緻密な知識と冷静で的確な判断力及び比較文化的考察力を有し、併せて国際的・地球的な視野に立ち、国際社会の中での日本の学術の発展並びに国際的協働に貢献できる人材を養成する。

国際文化専攻(修士課程)は、国際社会に通用する柔軟で幅広い、高度の体系的知識と実践的能力とを身につけた研究者および専門的職業人を養成する。

女性学専攻(修士課程)は、地球的で学際的な広い視野に立ち、国際社会に生きる高度の専門的職業人と、地球的協働ならびに男女協業に参画する人材を育成する。

グローバルコミュニケーション専攻(修士課程)は、国際人としての態度と豊かな教養、異文化理解力を基盤とし、言語の習得や運用に係る専門知識と実践能力を備えた人材を育成する。

- (2) 経営情報学研究科は、経営学と情報学とを有機的に一体化させ、起業家精神(アントレプレナーシップ)と事業展開力、マネジメント力を備えた人材を育成する。

起業マネジメント専攻(博士後期課程)は、高度な専門職業人と、国内外の教育研究機関で教育・研究活動が展開できる人材を育成する。

起業マネジメント専攻(修士課程)は、グローバルとローカルの複眼的視点に立ち、戦略と情報を高度に体系化した経営展開力を有した人材を育成する。

中小企業診断士養成課程は、中小企業診断士第1次合格者を対象に中小企業診断士としての診断スキルと経営指導力を涵養するとともに、ITとロジスティクスに強い診断士を育成する。

- (3) 福祉総合学研究科は、福祉社会の構築に係わる理論と実践を学際的視点から研究・教授し、福祉社会の実現と文化の進展に寄与し、その創造に資する知識・技術と実践力をもつ専門的職業人、福祉専門職、教育・研究者を育成する。

- (4) ビジネスデザイン研究科は、時代と社会の変化に対応し、ビジネスに係る仮説の探索、論理的な分析と推論、ビジネスモデル構築の能力を持ち、価値創造を実行できる高度な専門的職業人を育成する。

また、ICTとデジタルメディアの進化に即して、メディアに係る技術・表現・制作、視覚文化・映像文化・表象文化を学び、クリエイティブ的な職域で活躍できる能力を養成する

- (5) 薬学研究科では、高齢化と国際化が進む日本社会における保健・医療・福祉のニーズに応えて、薬物治療に関わる臨床実務の場で活躍できる科学的洞察力や、医療薬学領域の問題解決に資する自立した研究力・指導力を有する、次代を担う研究者および指導者を養成する。

(6) 国際アドミニストレーション研究科（修士課程）は、国際的視点も踏まえた企業・経営や行政・政策に関する系統的でかつ総合的な知識や理論体系を習得すると共に、さらに高度な専門的知識と実務能力を併せ持つ国際的人材を育成する。

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
人文科学研究科	国際文化専攻	15名	30名
	女性学専攻	15名	30名
	グローバルコミュニケーション専攻	25名	50名
	比較文化専攻	6名	18名
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	36名	72名
	起業マネジメント専攻	6名	18名
福祉総合学研究科	福祉社会専攻	25名	50名
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	30名	60名
薬学研究科	医療薬学専攻	3名	12名
国際アドミニストレーション研究科	国際アドミニストレーション専攻	35名	70名

第2章 教員組織及び運営機構

第6条 本大学院の教員には、本学の教授、准教授、講師又は助教をあてる。

第7条 本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の運営に関する事項は、各研究科により別に定める。

3 削除

4 削除

第8条 本大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会の運営に関する事項は、別に定める。

3 削除

4 削除

第9条 本大学院に関する事務は、各研究科の基礎となる学部等に当たる学部事務室が行う。

第3章 学年、学期及び休業日

第10条 学年、学期及び休業日は、城西国際大学学則（以下「本学学則」という。）を準用する。

2 研究科は、授業科目の一部を夜間に開講することができる。

第4章 入学、休学、退学、転学、留学及び除籍等

第11条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に 3 年以上在学し、各研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (5) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

第 12 条 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において前号と同等以上を認められる課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学を卒業した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (5) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

第 12 条の 2 本大学院の博士課程（4 年制）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学における修業年限 6 年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者
- (3) 大学を卒業した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 外国において、学校教育における 18 年の課程を修了した者
- (5) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学の修業年限 6 年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達した者

第 13 条 入学の時期は、毎学期の始めとする。

第 14 条 入学志願者は、定められた期日内に所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

第 15 条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

第 16 条 前条による選考に合格した者は、所定の期日までに所定の手続きを完了しなければならない。

第 17 条 他の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り、研究科委員会の審議を経て選考の上許可することがある。

- 2 前項の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学の学長又は研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

- 3 本大学院の学生が他大学の大学院に転学を志願する場合は、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

第 18 条 休学、退学、転学、留学及び除籍等については、本学学則を準用する。

第 5 章 授業科目、単位数及び履修方法

第 19 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「指導」という。）によって行うものとする。

第 20 条 本大学院研究科の授業科目及び単位数は、別表(2)のとおりとする。

第 21 条 研究科委員会は、学生の履修を指導するために各学年ごとに指導教員を定めるものとする。

第 22 条 学生は、指導教員の指示により、履修しようとする授業科目を毎学期の始めに研究科長に届出なければならない。

第 23 条 研究科において、指導教員が教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学の大学院、若しくはそれに準ずる高等教育研究機関を含む）の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は10 単位を越えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

- 3 メディアを利用して行う授業は、予め指定した日時に情報通信機器等を使用して双方向の通信手段によって行う。

なお、実施する授業科目については、卒業要件単位に含むことができる上限を10 単位とし、教育効果等を踏まえた上で各研究科委員会の審議後、教務委員会に報告し、各学部事務室が学生へ周知する。

第 6 章 課程修了及び学位

第 24 条 履修科目の単位修得の認定は、試験により担当教員が行うものとする。

- 2 前項の試験の結果による成績の評価は、秀・優・良・可・不可とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とし、合格した授業科目については、単位を与える。

第 25 条 修士課程の修了要件は、同課程に2 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学学位規程の定める修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第 26 条 博士後期課程の修了要件は、同課程に3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学学位規程の定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

第 26 条の 2 博士課程（4 年制）の修了要件は、同課程に4 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学学位規程の定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

第 27 条 本大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	専攻名	課程	学位
人文科学研究科	国際文化専攻	修士課程	修士(国際文化)
	女性学専攻	修士課程	修士(女性学)
	グローバルコミュニケーション専攻	修士課程	修士(国際文化)
	比較文化専攻	博士後期課程	博士(比較文化)
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	修士課程	修士(経営学)
	起業マネジメント専攻	博士後期課程	博士(経営学)
福祉総合学研究科	福祉社会専攻	修士課程	修士(福祉社会)
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	修士課程	修士(経営学)
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士(薬学)
国際アドミニストレーション研究科	国際アドミニストレーション専攻	修士課程	修士(国際アドミニストレーション)

2 学位の授与については、本学学位規程の定めるところによる。

第 7 章 入学検定料、入学金及び授業料等

第 28 条 入学検定料は別表(1)とする。

第 29 条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学誓約書とともに、入学金として別表(1)により納めなければならない。ただし、本大学卒業生が入学する場合は免除する。

第 30 条 授業料は、別表(1)により 4 月及び 10 月の二期に分けて指定の期日までに納めなければならない。

2 施設設備費は、別表(1)により指定の期日までに納めなければならない。

3 修士課程に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者が、論文審査及び最終試験のみをのこした場合は、授業料及び施設設備費を減額することができる。

4 博士後期課程に 3 年以上、博士課程(4 年制)に 4 年以上在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出資格試験を受けて合格した場合は、授業料及び施設設備費を減額することができる。

第 30 条の 2 休学を許可された者は、当該期間中の授業料及び施設設備費の納付を不要とし、別表(1)に定める休学在籍料を指定された期日までに納めなければならない。

第 8 章 外国人学生、外国人特別留学生

第 31 条 第 11 条に定める資格をもち、かつ外国公館の証明のある外国人学生に対しては、第 15 条の規定にかかわらず、特別の選考を経て入学を許可することがある。

2 本大学院と協定のある外国の大学から派遣され、本大学院の授業科目を履修しようとする者は審議の上、外国人特別留学生として入学を許可することがある。

3 本学則は、前 2 項の外国人学生、外国人特別留学生にも準用する。

第9章 研究生及び委託研究生

第32条 本大学院を修了した者で、更に研究を継続しようとする者及び特殊な研究に従事しようとする者があるときは、研究科委員会で選考の上、これを許可することがある。

第33条 大学院研究生は、指導教員の個人指導を受けるものとする。

第34条 大学院研究生の在学期間は、1年を限度とする。ただし、事情により期間延長を願い出ることができる。

第35条 大学院研究生の入学検定料、授業料その他納付金は、別表(1)による。

第36条 国立、公立又は私立学校等の教職員等の所属機関の長から、その所属教職員等の研究指導の委託の依頼があった場合は審議の上、委託研究生として受け入れを許可することがある。

第37条 委託研究生の入学資格は、第11条の規定を準用する。

第38条 委託研究生の授業料その他の納付金は、別表(1)による。

第39条 本章各条に規定しない事項については、大学院学則を、研究生・委託生にも準用する。

第10章 科目等履修生及び特別聴講生

第40条 本大学院の授業科目のうち、1科目又は数科目の履修を希望する者がある場合は、審査の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第41条 本大学院と協定のある他大学大学院の学生で、本大学院の授業科目を履修しようとする者は、特別聴講生として聴講を許可することがある。

第42条 科目等履修生の入学検定料、授業料その他納付金は、別表(1)による。

第43条 特別聴講生の入学検定料、授業料その他納付金は、別表(1)による。

第11章 教育職員免許状取得のための課程

第44条 本大学院の研究科において取得できる、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次の表のとおりとする。

免許教科の種類 研究科名・専攻名		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
人文科学研究科	国際文化専攻	国語	国語
		社会	地理歴史
	英語	英語	
	女性学専攻	英語	英語
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻		商業
福祉総合学研究科	福祉社会専攻		福祉

第12章 中小企業診断士の資格取得に関する課程

第45条 本大学院経営情報学研究科に、中小企業診断士の資格取得に関する課程(以下「中小企業診断士養成課程」という。)を置く。

2 中小企業診断士養成課程に関する細則は、別に定める。

第 13 章 賞 罰

第 46 条 学生の賞罰については、本学の学則を準用する。

第 14 章 雑 則

第 47 条 この学則に定めるもののほか、本大学院生に関し必要な事項は、本学学則の規定を準用する。

- 2 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と、又「教授会」を「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第 15 章 改 正

第 48 条 この学則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則 本大学院学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 6 条、第 7 条

- 2 ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に任用された専任講師については、経過措置として現行どおりとすることができる。

附 則 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年度(国)学則第 3 号)

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年度(国)学則第 2 号)

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年度（国）学則第 1 号）

この改正は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年度（国）学則第 2 号）

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年度（国）学則第 2 号）

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度（国）学則第 1 号）

この改正は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度（国）学則第 3 号）

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年度（国）学則第 1 号）

この改正は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年度（国）学則第 3 号）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年度（国）学則第 4 号）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年度（国）学則第 6 号）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正条文第 30 条の 2 第 1 項は、平成 21 年度入学生より適用する。

別表(1)

入学検定料・入学金及び授業料等

種別 学納金	大学院生 (委託研究生含む)	研究生	科目等履修生 (特別聴講生含)
	円	円	円
入学検定料	35,000	35,000	35,000
入学金	300,000	300,000	
授業料		300,000	1 単位に付
(1)人文科学研究科	550,000		10,000
(2)経営情報学研究科	550,000		
(3)福祉総合学研究科	550,000		
(4)ビジネスデザイン研究科	550,000		
(5)修士課程1年修了コース	800,000		
(6)薬学研究科	750,000		
(7)国際アドミニストレーション研究科	550,000		
科目等履修生在籍料			30,000
施設設備費			
(1)人文科学研究科	100,000		
(2)経営情報学研究科	150,000		
(3)福祉総合学研究科	100,000		
(4)ビジネスデザイン研究科	150,000		
(5)薬学研究科	150,000		
(6)国際アドミニストレーション研究科	100,000		

- (注) 1. 研究生のうち本学卒業生については、入学金・授業料を減額することがある。
2. 研究生(委託研究生含む)には、研究内容等により必要経費を別途負担させることがある。
3. 修士課程1年修了コースの入学者については、入学金を減額することがある。
4. 日本国外から志望する外国人留学生については、入学金・授業料・施設設備費を減額することがある。
5. 中小企業診断士養成課程の実習費については、実習内容等により必要経費を別途負担させることがある。
6. 博士学位論文審査を目的として博士後期課程に再入学する場合は、授業料を減額することがある。
7. 休学在籍料は、以下のとおりとする。
- | | |
|------|-----------|
| 半期休学 | 60,000 円 |
| 1年休学 | 120,000 円 |